

平成26年分の

# 確定申告と

# 町県民税の申告

期間中、特に期限間際の申告会場は大変混み合うため、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備をし、申告を済ませましょう。

## 所得税の確定申告が必要な人

- ・事業を営んでいる人や不動産収入がある人、保険満期金を受け取った人などで平成26年中の合計所得金額が、所得控除の合計額を超える人
- ・平成26年中の給与収入が2000万円を超える人。
- ・給与の支払いを1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）が20万円を超える人。
- ・給与の支払いを2か所以上から受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える人。

## 確定申告すると所得税が還付される人

- 確定申告をする必要がない人でも、次のような場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる場合があります。
- ・住宅ローンなどでマイホームを購入した人や新築・増改築などをした人
- ・火災・風水害、盗難などで家財などに損害を受けた人
- ・病気やけがなどで多額の医療費を支払った人
- ・平成26年の途中で退職し、その後も再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人など

## 町県民税の申告が必要な人

- 確定申告の必要はないが、平成27年1月1日に函南町に居住し、平成26年中に何らかの収入があった人。
- （収入のない人や誰かの扶養になつている人でも、所得証明書や非課税証明書が必要な人は申告が必要です）
- 町県民税の申告が必要ない人
- ・平成26年中の所得が給与所得のみで、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人
- ・平成26年中の所得が公的年金のみで、医療費控除や社会保険料控除などのない人

（申告に必要なものはページ下をご覧ください）

## 確定申告受付および相談日程（土曜日・日曜日を除く）

場 所	函南町役場 1階 町民ホール	三島商工会議所 TMO ホール
内 容	確定申告・受付相談	2月13日（金）～3月16日（月）
	税務署職員による出張申告相談	2月13日（金）～3月16日（月）
	税理士による無料税務相談・受付	2月13日（金）～2月27日（金）
時 間	9時～11時30分、13時～16時	9時～17時

- 役場会場では、譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税および地方消費税などの申告相談は行っていません。三島商工会議所会場でご相談ください。
- 三島商工会議所会場の駐車場（有料）は駐車台数に限りがあります。
- 期間中は三島税務署での申告相談は行いません。
- 会場の混雑状況により、受付終了時間前に締め切ることがあります。
- 確定申告期間中は、税務署職員1人が申告相談を受け付けます。

### 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の人も含め、申告される全ての人について「復興特別所得税」欄の記載が必要となります。

# 所得税の 還付申告相談会

## 三島税務署職員による所得税の還付申告相談会

日 程	地 区	会 場	時 間
1月29日（木）	仁田・柏谷・間宮・塚本	函南町役場2階 大会議室	9時30分～ 11時30分、 13時～16時
1月30日（金）	上記以外の地区		

必要書類がそろっている人は相談会当日に申告書を提出できます。なお、初日の混雑緩和のため、上記表のとおり住所別の開催となります。指定日に来庁をお願いします。（指定日に来庁できない人は都合の良い日にお越しください）

### 2 対象

- 給与所得者で住宅借入金等特別控除、医療費控除、雑損控除を受ける人
- 給与所得者で年の途中で退職した人（年末調整が済んでいない人）
- 年金と給与収入、または源泉徴収税額のある年金収入のみの人など

### 3 申告に必要なもの

- 全員必要なもの
- ①平成26年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票（配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得金額がわかるもの）
- ②還付用の金融機関口座（本人名義）がわかるもの
- ③印鑑
- ④筆記用具・計算機

### 1 還付申告相談会

確定申告会場では混雑が予想されるため、還付申告者と年金受給者を対象に確定申告期間前に申告相談を受け付けます。

#### ■医療費控除を受ける人

- ①医療費の領収書（医療費の合計金額を集計してお越しください）
- ②高額医療費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額がわかるもの

#### ■社会保険料控除を受ける人

- 国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの（国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書）

#### ■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人

- ①保険会社などが発行する控除証明書
- 障害者控除を受ける人
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など（本人・扶養家族分）

#### ■雑損控除を受ける人

- ①災害を受けた資産の明細書
- ②被災などの証明書
- ③災害による支出の領収書
- ④保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額がわかるもの

#### ■住宅借入金等特別控除を受ける人

- ①住民票の写し
- ②家屋の登記事項証明書
- ③取得価格がわかる書類（売買契約書のコピーなど）

### パソコンによる確定申告

e-Taxを利用して申告を行うと、添付書類の提出の省略や還付などがスピーディーに行われます。

- 国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>
- e-Tax ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>